

株主各位

第114期定時株主総会その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

■事業報告

新株予約権に関する事項

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

株式会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類等

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに
対して交付する書面への記載を省略しております。

新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
発 行 決 議 の 日	2023年8月28日 取締役会決議	2024年8月28日 取締役会決議	2025年8月27日 取締役会決議
役 員 の 区 分	取締役	取締役	取締役
新 株 予 約 権 の 数	27個	49個	61個
保 有 人 数	2名	3名	3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 27,000株	普通株式 49,000株	普通株式 61,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり504円	1株当たり543円	1株当たり628円
新株予約権の行使期間	2025年10月1日～ 2030年9月30日	2026年10月1日～ 2031年9月30日	2027年10月1日～ 2034年9月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権を割り当てられた者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者又は使用人(使用人には当社又は当社の子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。		

(注) 1. 当事業年度末において社外取締役が保有している新株予約権はありません。

2. 取締役が保有している新株予約権には、当社取締役就任前に付与されたものが含まれております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況等

名		称	第17回新株予約権
発 行 決 議 の 日		2025年8月27日取締役会決議	
新 株 予 約 権 の 数		1,399個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数		普通株式 1,399,000株	
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額		無償	
新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額		1株当たり628円	
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間		2027年10月1日～2034年9月30日	
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件		新株予約権を割り当てられた者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者又は使用人(使用人には当社又は当社の子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。	
使用人等への 交 付 状 況	当社執行役員とこれに準ずる者及び使用人	新株予約権の数	1,300個
		目的となる株式数	1,300,000株
		交付対象者数	278名
	当社子会社の取締役 (当社役員を兼務している者を除く。)	新株予約権の数	99個
		目的となる株式数	99,000株
		交付対象者数	17名

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

【業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容は、以下の通りであります。

(1) 東海東京フィナンシャル・グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会等への報告体制を確立することにより、グループ会社の管理体制を整備する。
- ② グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コンプライアンス基本方針を制定するとともに、グループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底する。
- ③ 関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリスク管理体制の整備を指導する。
- ④ 関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査部による子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告し、監査部長は取締役会に報告する。
- ⑤ 関係会社管理規程に基づき、子会社が経営上の重要事項を決定しようとするときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を行うものとする。また、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役に報告させる。
- ⑥ 財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定、必要な体制を構築して、適切に整備し運用する。代表取締役社長は、当社グループに関する財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況について、最終的な有効性の評価を行うものとし、その結果について取締役会に報告する。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令諸規則等に適合することを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役（「業務執行取締役」及び「非業務執行取締役」）により構成し、それぞれの役割を明確にする。
- ② 取締役会は、当社及び子会社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範等を制定し、これらの実施に努める。
- ③ 取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、グループの法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を、グループのコンプライアンスに関する統括、指導及びモニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。グループのコンプライアンスの状況は、総合リスク・コンプライアンス部が把握し、同部が総合リスク管理委員会に報告し、総合リスク管理委員会から取締役会に報告する。
- ④ 監査等委員会は、内部監査を通じ業務遂行状況のチェックを行う。監査部は、内部監査を実施し、結果等を監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。監査部長は、その結果等につき取締役会に報告する。
- ⑤ 違法行為及び不適切行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的としたグループ内部通報制度（グループ・コンプライアンス・ホットライン制度）を整備し、その実効性の確保に努める。
- ⑥ 反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。
- ⑦ 当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ロンダリングの防止に努める。

(3) 取締役会の実効性を確保するための体制

当社は、取締役会の実効性を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成する。また、ジェンダーや国際性の面においても多様性を確保するよう努める。
- ② 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努める。また、当社の戦略ステージを踏まえた上で、あるべき姿としての取締役会の多様性を確保するよう努めて、取締役の固定化を回避する。
- ③ 当社及び主要子会社の取締役候補者の指名（再任を含む。）、取締役の解任等に関し、決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。
- ④ 取締役会は、取締役候補者等の選任・解任等基準に基づき、指名・報酬委員会における審議を経た答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定する。
- ⑤ 取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の向上に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るため、定款に基づき当社取締役会は法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定の全部又は一部を代表取締役会長及び代表取締役社長に委任する。

- ② 会社業務の全般的な執行方針を協議するため、代表取締役会長、代表取締役社長並びにそれらの合意により指名する取締役及び執行役員からなる経営会議を設置する。
 - ③ 取締役会規則及び経営会議規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役は適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- (5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び各種社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は関連資料とともに、保存及び管理する。また、監査等委員会はその情報の閲覧ができるものとする。
- (6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備及び運営を行う。
- ① 業務遂行から生じる様々なリスクに備えるため、リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統合的に管理する。
 - ② 総合リスク管理委員会を設置して、責任部署ごとのリスク管理の状況等を把握・管理し、その結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する必要な体制整備及び運営を行う。
- ① 取締役会は、監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下「補助使用人等」という。）として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任する。
 - ② 監査等委員会室は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従って業務を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
 - ③ 取締役会は、執行者からの監査等委員会室の独立性を尊重して、監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に努める。
- (8) 監査等委員会への報告等に関する体制
当社は監査等委員会への報告等に関して、必要な体制整備及び運営を行う。
- ① 監査等委員は、経営会議、総合リスク管理委員会等への出席並びに重要な会議の議事録や決裁記録等の文書の閲覧をいつでも行うことができる。
 - ② 代表取締役社長は、グループ内部通報制度（グループ・コンプライアンス・ホットライン制度）の通報の状況について、適時に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。
 - ③ 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、使用人その他の者から、報告を受け、さらに求めることができる。
 - ④ 当社は、監査等委員会に報告を行った取締役、使用人その他の者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。
- ① 代表取締役社長及び監査等委員並びに会計監査人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
 - ② 監査等委員が、法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - ③ 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 東海東京フィナンシャル・グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関して関係会社管理規程を定めるとともに、関係会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングしております。
 - ・関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリスク管理体制の整備を指導しております。子会社が経営上の重要事項を決定しようとするときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を行っております。また、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を報告させております。
 - ・関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査部による子会社監査が実施されております。その結果は監査等委員会及び代表取締役社長に報告され、監査部長から取締役会に報告されております。
 - ・グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コン

プライアンス基本方針を制定するとともに、半期毎に行うグループコンプライアンス会議を活用してグループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底しております。

- ・当社は企業会計審議会より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、財務報告に係る内部統制の体制を整備して、財務報告に係る内部統制を適正に実施しております。
- ・経営会議にて承認された年次計画書については、取締役会に報告しており、当該計画書に基づき、内部統制を実施し、その結果等につき、経営会議にて経営者による評価を決定し取締役会に報告しております。また、その結果等を「内部統制報告書」にて、有価証券報告書と同時に開示しております。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社取締役会は、9名の取締役（うち社外取締役が過半数（5名））で構成されており、原則月1回開催し、当期は16回開催いたしました。また、当社取締役は、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と、主として業務執行の監督機能を担う「非業務執行取締役」により構成され、それぞれの役割について明確化を図るとともに、取締役会の議長に社外取締役である「非業務執行取締役」が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性確保に努めております。
- ・当社は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を設置し、原則毎月1回開催しており、当期は12回開催いたしました。総合リスク管理委員会においては、年度単位の法令遵守に関する実践計画である「コンプライアンス・プログラム」制定等のコンプライアンスに関する事項、リスク管理に関する事項及び災害危機管理に関する事項について協議を行うとともに、その実施状況について報告されております。また、「マネー・ローンダリング対策AML/CFT」、「反社会的勢力との関係遮断の取組み」及び「内部通報制度の利用状況」についても報告されております。なお、総合リスク管理委員会での重要な協議事項及び報告事項並びにコンプライアンス・プログラムの実施状況については、定期的に取締役会へ報告しております。
- ・「グループコンプライアンス・ホットライン制度」を社内・社外に設置しており、社内ポータルサイト等を通じ従業員に対してその存在を周知しています。また、「グループ内部通報規程」により、通報者が通報したことを理由として、当該通報者に対して不利益、不平等な取扱いをしてはならない旨を定めております。
- ・「グループ倫理行動基準」や「倫理コード」において、反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない旨を宣言するとともに、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において、反社会的勢力との関係遮断に関する具体的手続きを定めております。また、当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、「TTFGにおけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程」を定めて、マネー・ローンダリングの防止に努めております。

(3) 取締役会の実効性を確保するための体制

- ・取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成されており、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努めております。また、当社の戦略ステージを踏まえた上で、あるべき姿としての取締役会の多様性を確保するよう努めております。
- ・当社及び主要子会社の取締役候補者の指名（再任を含む。）、取締役の解任等に関し、決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。
- ・取締役会は、取締役候補者選任・解任等基準に基づき、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会から答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定しております。取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の向上に努めております。当社はその実効性分析・評価結果の概要を当社ウェブサイトに掲載し、経営の公正性と透明性を高めるよう努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役会は、定款の定めと取締役会決議により重要な業務執行に関する決定の多くを代表取締役会長及び代表取締役社長に委任し、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における形式的議案の検討を減らし、より戦略的で深度ある議論を行うための体制を整備しております。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び各種社内規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、及び期間終了後の廃棄に至るまでを適正に管理しております。

(6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために、リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統合的に管理し、適切な管理に努めております。
- ・当社グループにおけるリスク管理については、総合リスク管理委員会へ適切な報告がなされております。また、総

合リスク管理委員会は、責任部署ごとのリスク管理の状況等を把握・管理し、その結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等

- ・ 監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して、室長以下2名のスタッフを配置しております。監査等委員会室のスタッフは、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従うものとし、また、人事異動・評価・懲戒処分等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 監査等委員会へは、取締役及び使用人から定期的に又は随時、報告を行っております。
- ・ また、常勤監査等委員は経営会議等会議体にオブザーバーとして適宜出席し、業務執行に係る経営判断の妥当性をチェックしております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は、会計監査人及び代表取締役と定期的に面談を実施し、相互の意思疎通を図っており、また、必要に応じて弁護士等に監査業務に関する相談を行える体制を整備しております。

株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益（以下、「当社グループの企業価値等」という。）を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、その前提として、株主の皆様が必要かつ十分な情報をご提供したうえで、ご判断をいただくために必要かつ十分な時間と機会を確保することが重要と考えております。当社は、2022年6月開催の第110期定時株主総会終結の時をもって「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を継続しない旨を決定し、現在に至っておりますが、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該大量買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、同時に株主の皆様の検討の時間を確保するよう努めます。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

i 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社、連結子会社20社及び持分法適用関連会社14社（2026年3月31日現在）により構成され、金融商品取引業及びその関連業務を中心にお客様のニーズにあった金融商品、サービス、ソリューションを提供しております。

当社グループの中核をなす東海東京証券株式会社は、中部地区を中心とする営業基盤を持ち、対面営業を主体とする多様な個人営業モデルからトレーディング業務、投資銀行業務までを幅広く手がけ、多種多様な商品・サービスを提供するとともに、地域金融機関や中堅・中小の証券会社等に金融商品取引業に必要な各種インフラ・機能を提供する「プラットフォームビジネス」を展開するなど、独自性ある金融サービスを提供・充実しております。

一方、当社は、当社グループの運営・統括に当たるとともに、金融業界を取り巻くビジネス環境は大転換期を迎え、未来を見据えた重要な戦略として、有力地方銀行との提携合併証券会社を中心としたアライアンス戦略の拡大の他、最先端のFintech技術を駆使したデジタル戦略の本格展開、及び大手事業法人等のPowerful Partnersとの協業・基盤拡充、並びに銀行、資産運用、信託、資源などの新たなビジネス領域への進出等を推進しております。

さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、当社グループは“Social Value & Justice”（社会的価値の追求・社会的正義の遂行）を行動の原点とし、専門性と人間性を磨くことにより、お客様や株主の皆様からの信頼を構築し、難しい時代を切り開いていくように邁進してまいります。

ii 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式に対して大量買付行為がなされ、当社グループの企業価値等を毀損するおそれがある場合には、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報収集や情報開示に努めるとともに、独立性の高い社外取締役等の意見を踏まえた取締役会の判断の下、法令に基づき適切な措置を講じてまいります。

③ 本取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本取組み（②に記載する基本方針の実現に資する特別な取組み）は、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社グループの企業価値等を継続的かつ持続的に確保、向上させるために取り組むものであります。このため、当社取締役会は、本取組みが基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもない判断しております。

連結株主資本等変動計算書

〔 自 2025年 4 月 1 日
至 2026年 3 月 31 日 〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	36,000	24,380	120,305	△ 4,148	176,537
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	296	296			593
剰 余 金 の 配 当			△ 9,552		△ 9,552
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			16,569		16,569
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分		77		814	892
自 己 株 式 の 消 却		△ 352		352	—
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		49			49
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	296	71	7,017	1,165	8,551
当 期 末 残 高	36,296	24,452	127,322	△ 2,982	185,089

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	1,940	1,210	1,860	5,011	369	12,910	194,828
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							593
剰 余 金 の 配 当							△ 9,552
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							16,569
自 己 株 式 の 取 得							△ 0
自 己 株 式 の 処 分							892
自 己 株 式 の 消 却							—
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動							49
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	2,865	31	2,537	5,434	△ 129	844	6,149
当 期 変 動 額 合 計	2,865	31	2,537	5,434	△ 129	844	14,700
当 期 末 残 高	4,805	1,241	4,397	10,445	239	13,754	209,529

連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である有価証券関連業を営む会社の貸借対照表及び損益計算書に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 20社（当連結会計年度末現在）

連結子会社の名称

東海東京証券株式会社	C H E E R証券株式会社
丸八証券株式会社	株式会社東海東京インテリジェンス・ラボ
東海東京インベストメント株式会社	東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社
東海東京サービス株式会社	東海東京ビジネスサービス株式会社
株式会社メビウス	
Tokai Tokyo Securities(Asia)Limited	Tokai Tokyo Securities Europe Limited
Tokai Tokyo Securities(USA), Inc.	Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	
東海東京インキュベーション投資事業有限責任組合	東海東京インキュベーション2号投資事業有限責任組合
Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited	Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited
Asia-Pacific Rising Fund Limited	Asia-Pacific Rising Master Fund Limited

2025年4月より、当社の連結子会社であるC H E E R証券株式会社と株式会社T Tデジタル・プラットフォームは、C H E E R証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしたため、株式会社T Tデジタル・プラットフォームを連結の範囲から除外しております。

2026年3月より、当社の連結子会社である株式会社E T E R N A Lの全株式を連結外部へ譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 14社（当連結会計年度末現在）

持分法を適用した関連会社の名称

ワイエム証券株式会社	浜銀T T証券株式会社
西日本シティT T証券株式会社	池田泉州T T証券株式会社
ほくほくT T証券株式会社	とちぎんT T証券株式会社
十六T T証券株式会社	
株式会社お金のデザイン	東海東京アセットマネジメント株式会社
Digital Platformer株式会社	オールニッポン・アセットマネジメント株式会社
フジタT Tインパクト1号投資事業有限責任組合	
S D Fキャピタル株式会社	Next Tokai Innovation Fund1号投資事業有限責任組合

2026年1月より、S D Fキャピタル株式会社の株式を取得したため、同社を持分法適用の範囲に含めております。

2026年1月より、Next Tokai Innovation Fund1号投資事業有限責任組合に出資したため、同組合を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

関連会社 S D F S p e e d株式会社他3社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社9社及び投資事業有限責任組合2社の決算日は12月31日であり、当該決算日現在の計算書類を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行って連結しております。他の9社の決算日は3月31日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① トレーディングの目的及び範囲

取引所等有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差を利用して利益を得ること及びこれら取引により生じる損失を減少させることをトレーディングの目的としており、その範囲は有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引等の取引であります。

② トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

③ トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法に基づく原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資

(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

……………組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………主として、定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産……………主として、定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……………定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……………一部の国内連結子会社は役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期末退職慰労金要支給見積額を計上しております。

(4) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金……………有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(5) のれん償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 委託手数料

有価証券等の売買又はデリバティブ取引等の媒介、取次ぎ又は代理を行ったことにより顧客又は他の金融商品取引業者から受け入れる手数料であり、金融商品取引所における約定日又はこれに準じる日に収益を計上しております。

b. 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

有価証券の引受け、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受け入れる手数料であり、条件決定日等に収益を計上しております。

c. 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行ったことにより顧客又は引受会社等から受け入れる手数料であり、募集等申込日等に収益を計上しております。

d. その他の受入手数料

その他受入手数料には様々な手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は投資信託の代行手数料、保険手数料であります。投資信託の代行手数料は、口座管理などの事務処理を行うことによって受け入れる手数料であり、その手数料は投資信託の預かり資産残高に応じて日々収益として計上しております。保険手数料は保険契約の取次により保険会社から受け入れる手数料であり、その手数料は主に保険契約が有効となった時点で顧客との契約から見込まれる手数料の金額を収益として計上しております。

⑤ 約定見返勘定の会計処理方法

トレーディング商品に属する商品有価証券等の売却及び買付に係る約定代金相当額として約定から受渡までの間計上される約定見返勘定について、連結貸借対照表上、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

持分法適用関連会社に関するのれんの評価

- (1) 連結貸借対照表の投資有価証券に計上した関連会社株式 26,859百万円（のれん相当額 4,030百万円）
うち、株式会社お金のデザイン株式 4,261百万円（のれん相当額 3,696百万円）

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（見積り金額の算出方法）

投資持分を取得した時点において関連会社が保有していた資産及び負債の時価を基礎とする取得原価の配分額と取得原価との差額は、のれんとして関連会社投資に含めて認識されています。当該のれんは、必要な場合、減損処理が行われ、その減損処理額は持分法による投資利益（又は損失）として計上されます。減損処理の検討において、投資時に予想した収益性が当初よりも低下していないか、またその結果投資額の回収が見込めなくなった状態にはないかとの観点から判定を行っております。

当連結会計年度において、減損損失の認識の要否の判定を行った結果、減損の認識は不要との判断を行っております。

（見積り金額の算出に用いた仮定）

上記の判定は、主に投資先への投資から得られる将来キャッシュ・フローに基づき実施されており、当該将来キャッシュ・フローの総額は将来の運用資産残高、受託報酬率及び新規提携先の獲得による資金流入等の見積りを含む運用受託報酬等に関する仮定を反映して算定されております。

（翌年度の連結計算書類に与える影響）

投資先の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りには、外部環境の変動などの定性情報も加味した将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保されている債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	7,487 百万円
トレーディング商品	81,337 百万円
合計	88,824 百万円

(注) 1. 上記のほか、短期借入有価証券17,592百万円を担保として差入れております。なお、このほかに為替予約取引の担保として現金及び預金30百万円を差入れております。

2. 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

(2) 担保されている債務

短期借入金	
金融機関借入金	40,500 百万円
証券金融会社借入金	400 百万円
合計	40,900 百万円

2. 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 差入れをした有価証券の時価額

信用取引貸証券	2,412 百万円
信用取引借入金の本担保証券	34,575 百万円
短期貸付有価証券	133,376 百万円
現先取引で売却した有価証券	162,934 百万円
差入保証金代用有価証券	5,547 百万円

(2) 差入れを受けた有価証券の時価額

信用取引貸付金の本担保証券	78,493 百万円
信用取引借証券	106,002 百万円
短期借入有価証券	170,700 百万円
現先取引で買い付けた有価証券	288,616 百万円
受入保証金代用有価証券	68,973 百万円
受入証拠金代用有価証券	56,674 百万円
その他	804 百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 11,250 百万円

〔連結損益計算書に関する注記〕

減損損失のうち主たる金額については、次のとおりであります。

用途	種類	場所等	減損損失(百万円)		
			ソフトウェア	その他	合計
事業用資産	ソフトウェア等	CHEER証券株式会社 (東京都中央区)	1,963	37	2,001

当社グループは、事業用資産について、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である会社単位を基準として、グルーピングを行っております。

今後の事業見通しを勘案し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	260,582,115	813,400	813,400	260,582,115

(注) 発行済株式(普通株式)の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行813,400株によるものであり、発行済株式(普通株式)の減少は、同数の自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	9,576,620	2,924	2,693,428	6,886,116

(注) 1. 自己株式(普通株式)の増加は、譲渡制限付株式の無償取得による増加1,600株及び単元未満株式の買取請求1,324株によるものであります。

2. 自己株式(普通株式)の減少は、自己株式の消却による減少813,400株、新株予約権の行使により新株の発行に代えて譲渡した1,880,000株、及び単元未満株式の買増請求28株によるものであります。

3. 新株予約権に関する事項

(1) 当連結会計年度末残高

239百万円

上記新株予約権は全てストック・オプションとして付与されたものであります。

(2) 当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

(単位：株)

区分	内訳	種類	新株予約権の目的となる株式の数			
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
当社	第10回新株予約権	普通株式	1,260,000	-	1,260,000	-
	第11回新株予約権	普通株式	406,000	-	200,000	206,000
	第12回新株予約権	普通株式	382,000	-	168,000	214,000
	第13回新株予約権	普通株式	823,000	-	318,000	505,000
	第14回新株予約権	普通株式	1,185,000	-	590,000	595,000
	第15回新株予約権	普通株式	-	1,532,000	630,000	902,000

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,016	16.00	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	5,536	22.00	2025年9月30日	2025年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,103	28.00	2026年3月31日	2026年6月26日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱い、その他の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務等の主たる事業において金融商品を保有しております。また、これらの事業を行うため、市場の状況や借入期間のバランスを調整して、銀行借入れのほか、短期社債及び社債の発行等による資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資 産			
(1) 商品有価証券等	354,337	354,337	—
(2) 投資有価証券	21,471	21,471	—
負 債			
(1) 商品有価証券等	270,706	270,706	—
(2) 短期借入金	198,335	198,237	97
(3) 短期社債	11,290	11,270	19
(4) 1年内償還予定の社債	4,777	4,767	10
(5) 社債	20,500	19,003	1,496
(6) 長期借入金	159,700	146,338	13,361
デリバティブ取引			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 10,581	△ 10,581	—
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

(注) 1. 現金は注記を省略しており、「預金」「預託金」「信用取引資産」「有価証券担保貸付金」「短期差入保証金」「短期貸付金」「約定見返勘定」「信用取引負債」「有価証券担保借入金」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、記載を省略しております。

2. 海外子会社が保有している非上場株式等を「(2)投資有価証券」に含めております。一方、その他の市場価格のない株式等は時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。なお、連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関連会社株式	26,859
非上場株式	3,808
投資事業有限責任組合等	7,630

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等	242,200	73,347	1	315,549
株式・ワラント	12,807	14	1	12,823
債券	229,344	65,684	-	295,029
受益証券等	48	7,649	-	7,697
投資有価証券	12,156	1,128	8,185	21,471
株式	11,962	283	8,185	20,432
受益証券等	193	844	-	1,038
資産 計	254,356	74,476	8,187	337,020
商品有価証券等	270,675	30	-	270,706
株式・ワラント	13,150	-	-	13,150
債券	257,496	30	-	257,527
受益証券等	28	-	-	28
負債 計	270,675	30	-	270,706
デリバティブ取引(資産)	998	48,309	549	49,857
株式関連取引	459	323	549	1,332
金利関連取引	539	22,477	-	23,017
通貨関連取引	-	25,508	-	25,508
デリバティブ取引(負債)	954	59,484	-	60,439
株式関連取引	471	-	-	471
金利関連取引	483	21,894	-	22,377
通貨関連取引	-	37,590	-	37,590
デリバティブ取引 計	43	△ 11,175	549	△ 10,581

(注) 1. 解約に制限のある投資信託は基準価額を時価とみなして連結貸借対照表に計上しておりますが、上記に含めておりません。(連結貸借対照表計上額38,787百万円)

① 期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	36,286
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上 (*)	2,529
その他の包括利益に計上	-
購入、売却、償還	
購入	746
売却	-
償還	△ 774
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	-
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	-
期末残高	38,787

(*) 連結損益計算書の「トレーディング損益」及び「金融収益」に含まれております。当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託等の評価損益の額は2,362百万円であります。

② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容は以下のとおりであります。

投資契約により即時に解約ができない制限を有するもの……38,787百万円

2. デリバティブ取引計について、正味の債務となる項目は△で表示しております。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	-	198,237	-	198,237
短期社債	-	11,270	-	11,270
1年内償還予定の社債	-	4,767	-	4,767
社債	-	19,003	-	19,003
長期借入金	-	146,338	-	146,338
負債 計	-	379,617	-	379,617

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1)商品有価証券及び投資有価証券

G7各国政府が発行する国債や上場株式など、活発な市場で取引される有価証券は、取得した相場価格を調整せずに時価として利用しており、レベル1の時価に分類しております。一方、その他の国債（日本の物価連動国債、変動利付国債も含む）、一部の上場株式、地方債、社債など、市場での取引頻度が低いと考えられる有価証券については、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。また、相場価格が入手できず、類似した特性を有する有価証券の相場価格を利用して時価を算定する場合も、同様にレベル2の時価に含まれます。ただし、海外子会社が保有している非上場株式やワラント等については、重要な観察できないインプットを時価の算定に用いているため、レベル3の時価に分類しております。

(2)デリバティブ取引

債券先物、株価指数先物などの上場デリバティブ取引については、活発な市場における相場価格を無調整で評価に用いているため、レベル1の時価に分類しております。店頭デリバティブ取引については、割引現在価値法やブラック・ショールズモデルなどの評価技法を用いて時価を評価しております。デリバティブ取引の種類、契約条件に応じて評価技法は異なり、そのインプットには株価、金利、為替レート、ボラティリティなどを使用しております。大半のインプットは市場で容易に観察できることから、店頭デリバティブ取引はレベル2の時価に分類しております。ただし、一部の株式オプションでは、重要なインプットであるボラティリティが市場で観察できないため、レベル3の時価に分類しております。

(3)借入金、社債

借入金、社債については割引現在価値法を用いて評価しております。インプットとなる各種金利やクレジットスプレッドが市場で容易に観察できることから、レベル2の時価に分類しております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
受入手数料	
委託手数料	20,425
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,077
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	7,892
その他の受入手数料	18,783
(うち、投資信託の代行手数料)	(8,386)
(うち、保険手数料)	(6,485)
顧客との契約から生じる収益	48,179
その他の収益	49,536
営業収益	97,716

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (6)その他連結計算書類作成のための重要な事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,556
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,580

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1 株当たり純資産額	770円	74銭
1 株当たり当期純利益	65円	82銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

連結子会社の事業分離

当社は、2026年3月11日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社メビウスが営む保険代理店事業その他の一切の事業を、吸収分割により株式会社メビウス準備会社へ承継させることを決議し、2026年4月5日付で吸収分割契約を締結の上、2026年5月12日を効力発生日として、同吸収分割を実行いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離する事業の内容

株式会社メビウスが営む保険代理店事業その他一切の事業

(2) 事業分離効力発生日

2026年5月12日

(3) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする吸収分割

(4) 分離先企業の名称

株式会社メビウス準備会社

(5) 事業分離を行う主な理由

グループの経営資源を注力分野に集中させることを目的としております。

2. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

投資・金融サービス業

株主資本等変動計算書

〔 自 2025年4月1日 〕
〔 至 2026年3月31日 〕

(単位：百万円)

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	36,000	9,000	15,260	24,260	26,789	24,250	51,039	△ 4,148	107,151
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	296	296		296					592
剰 余 金 の 配 当						△ 9,552	△ 9,552		△ 9,552
当 期 純 利 益						2,862	2,862		2,862
自 己 株 式 の 取 得								△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分			77	77				814	892
自 己 株 式 の 消 却			△ 352	△ 352				352	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	296	296	△ 274	21	－	△ 6,690	△ 6,690	1165	△ 5,205
当 期 末 残 高	36,296	9,296	14,985	24,282	26,789	17,560	44,349	△ 2,982	101,946

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,810	1,810	369	109,331
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				592
剰 余 金 の 配 当				△ 9,552
当 期 純 利 益				2,862
自 己 株 式 の 取 得				△ 0
自 己 株 式 の 処 分				892
自 己 株 式 の 消 却				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,254	2,254	△ 129	2,124
当 期 変 動 額 合 計	2,254	2,254	△ 129	△ 3,081
当 期 末 残 高	4,064	4,064	239	106,250

個 別 注 記 表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）に基づき作成しております。

なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 決算日の市場価格をもって貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ取引…………… 時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………… 定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産及び長期前払費用…………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産…………… 定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…………… 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等

特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…………… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金…………… 役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

(5) 投資損失引当金…………… 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

経営指導料

当社の顧客との契約から生じる主要な収益は、当社子会社からの経営指導料であり、当該子会社等に対し指導・助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

[会計上の見積りに関する注記]

関係会社株式の評価

(1) 貸借対照表に計上した金額

	前年事業年度	当期事業年度
関係会社株式	102,785 百万円	93,697 百万円
うち、株式会社お金のデザイン株式	7,937 百万円	7,937 百万円
投資損失引当金	— 百万円	2,308 百万円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

（見積り金額の算出方法）

関係会社株式には、市場価格がなく時価を算定することが極めて困難な有価証券で、投資先の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額により投資を実行した株式が含まれております。当該株式については、実質価額が著しく低下した場合、減損処理を行うかどうかの検討が行われます。実質価額は当該会社の財政状態、直近の事業環境とそれを反映させた事業計画等を基礎とした見積将来キャッシュ・フローの現在価値等を利用して算定された株式価値評価額に基づいております。

投資損失引当金は、「個別注記表 [重要な会計方針に係る事項に関する注記] 3. 引当金の計上基準」に会計方針として記載のとおり、事業年度末に有する関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。

当事業年度において、上記の検討を行った結果、実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、期末における実質価額が一定程度低下したと判断した一部の銘柄について、低下に相当する額を投資損失引当金として計上しております。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の検討は、主に事業計画や実績から導かれる将来キャッシュ・フローの見込みといった仮定に基づき実施されており、当該将来キャッシュ・フローの見込みは事業計画を基礎として、将来の口座開設数及び資金流入額等の見積りを含む運用資産残高等の将来の事業環境に係る仮定を反映して算定しています。

(翌年度の計算書類に与える影響)

上記の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りに、外部環境の変動などの定性情報も加味した将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌事業年度においても、減損処理あるいは投資損失引当金の追加計上を行う可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,506 百万円

2. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証
Tokai Tokyo Securities(Asia) 109 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 120,565 百万円
長期金銭債権 120 百万円
短期金銭債務 2,959 百万円
長期金銭債務 756 百万円

(注) 長期金銭債権は、関係会社長期貸付金を含んでおりません。

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高
関係会社からの営業収益 19,972 百万円
関係会社への営業費用 1,411 百万円
関係会社との営業取引以外の取引高 254 百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 株)

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	9,576,620	2,924	2,693,428	6,886,116

(注1) 自己株式(普通株式)の増加は、株譲渡制限付株式の無償取得1,600株及び単元未満株式の買取請求により取得した1,324株によるものであります。

(注2) 自己株式(普通株式)の減少は、自己株式の消却(2026年3月13日)813,400株、新株予約権の行使により新株の発行に代えて譲渡した1,880,000株、及び単元未満株式の買増請求により譲渡した28株によるものであります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金 30 百万円
組織再編に伴う関係会社株式 586 百万円
関係会社株式評価損 2,455 百万円
投資有価証券評価減 22 百万円
賞与引当金 178 百万円
貸倒引当金 49 百万円
投資損失引当金 727 百万円
その他 903 百万円

小計 4,955 百万円

評価性引当額 △ 3,544 百万円

繰延税金資産合計 1,410 百万円

繰延税金負債

前払年金費用 591 百万円
その他有価証券評価差額金 1,865 百万円
その他 326 百万円

繰延税金負債合計 2,783 百万円

繰延税金資産(負債)の純額 △ 1,372 百万円

※繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定負債－繰延税金負債 1,372 百万円

(注) 当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

[関連当事者との取引に関する注記]
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東海東京証券株式会社	所有直接100%	資金の貸付 役員の兼任 デリバティブ取引等	資金の貸付	3,280,000	短期貸付金	81,000
				資金の返済	3,263,000	関係会社 長期貸付金	30,000
				利息の受取	2,213	前受収益	347
						未収収益	17
				経営指導に係る 役務の提供	6,369		
				資産使用料	239		
				デリバティブ取引等 損益(△損)	△ 564	デリバティブ 資産 デリバティブ 債務	78 1,759

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金貸付の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 経営指導に係る役務の提供に対する対価は、当社の販売費及び一般管理費を基準とし、子会社の各種指標を参考に決定しております。
3. デリバティブ取引等の取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東海東京グローバル・イン ベストメンツ・プライベート・リミテッド	所有直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	32,691	短期貸付金	31,814
				資金の返済	25,208	未収収益	323
				利息の受取	476		

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸付の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東海東京インベストメント 株式会社	所有直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	300	短期貸付金	4,220
				利息の受取	54		

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸付の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	417 円	86 銭
1株当たり当期純利益	11 円	37 銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。